

入札参加の皆様へ

赤 磐 市

建設工事等に係る規定の改正について

赤磐市では、入札・契約手続きの公平性、透明性及び競争性を確保し、適正かつ効率的な事務の執行を図るため、下記のとおり規定の改正を行うこととしましたのでお知らせします。

記

1. 赤磐市建設工事入札に係る低入札価格調査実施要綱の全部改正

(1) 主な改正内容

- ・その金額を下回った場合に失格として取り扱う基準価格である「審査基準価格」について、名称を「失格基準価格」に改めます。
- ・調査基準価格と失格基準価格（旧 審査基準価格）の算定方法を次のとおり改めます。

改正項目	改正前	改正後
調査基準価格	市長が工事ごとに設定した率を設計金額(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)に乗じて得た額とする。	(1) 予定価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額(円未満切捨て。)とする。ただし、次に掲げる額の合計額が、予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て。)とし、次に掲げる額の合計額が予定価格の10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額(円未満切上げ。)とする。 ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 エ 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 (2) 工事の設計積算体系等により前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算定方法にかかわらず、10分の7から10分の9の範囲内で市長が工事ごとに設定した率を予定価格に乗じて得た額(円未満切捨て。ただし、切り捨てた額が10分の7に満たない場合にあっては、円未満切上げ。)とする。
失格基準価格 (旧 審査基準価格)	審査基準価格 は予定価格の基礎となった次に掲げる額(円未満切捨て)の合計額とする。ただし、その額が予定価格(消費税額及び地方消費税の額を除く。以下同じ。)に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9を乗じて得た額(円未満切捨て)とし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額(円未満切上げ)とする。 (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額 (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額 (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額 2 特別なものについては、前項の規定にかかわらず10分の7から10分の9までの範囲内で市長が定める割合を予定価格に乗じて得た額とすることができる。	調査基準価格を定めた工事の契約について、当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められる場合の 失格基準価格 は、次の計算式により算定した額とする。ただし、予定価格に10分の7を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7を乗じて得た額(円未満切上げ)とする。 (調査基準価格÷予定価格-0.0198)×予定価格

(2) 施行年月日

平成31年4月1日から施行し、施行日以降に公告又は指名通知するものについて適用します。

2. 赤磐市建設工事等電子入札実施要綱、赤磐市建設工事等電子入札立会要領の一部改正

(1) 主な改正内容

電子入札の立会いは、今まで市が立会者を選定していましたが、今後は当該入札に参加した者のうち立会いを希望する者を立ち合わせるものとします。

※立会いを希望する場合は、入札書提出締切日時までに開札立会希望申出書（様式第1号）を管財課窓口に提出してください。

(2) 施行年月日

平成31年4月1日から施行します。